

合 意 書

土地（建物）登記簿名義人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲の所有する次の土地（建物）（以下「本件不動産」とい
う。）について、次のとおり売買予約することに合意した。

（売買予約物件の表示等）

土地：札幌市	区	所在の土地	筆（	平方メートル）
建物：札幌市	区	所在の	造建物 1 棟（	平方メートル）

第 1 条 本合意書は、甲を売主とし、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置
者として選定された場合に乙を買主とする本件不動産の売買契約締結に向け、当事者の指
針とすることを定め、かつ、活動することを目的とする。

第 2 条 売買（予定）額は金 円とし、甲は、乙が札幌市の計画する幼保連携
型認定こども園の設置者として選定されたときには、 年 月 日までに乙に
売り払うものとする。

第 3 条 甲は、本合意書の締結により乙に対し、所有権移転登記確約書を交付する。

第 4 条 乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されない場合
に、この合意書は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求す
ることができない。

第 5 条 甲及び乙は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例
第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴
力団（同条第 1 号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排
除（同条第 3 号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行
うものとする。

第 6 条 この契約に定めていない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上決定す
るものとする。

以上、本合意成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲	住所	
	氏名	実印

乙	住所	
	氏名	実印

※ 次の書類を提出すること。

- 1 当該不動産の登記簿謄本
- 2 甲（現所有者）について
 - ・個人の場合：「印鑑登録証明書」「登記されていないことの証明書」
 - ・法人の場合：「印鑑証明書」
- 3 乙の「印鑑証明書」

合 意 書

建物登記簿名義人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲の所有する次の建物（以下「本件不動産」という。）について、次のとおり賃貸予約することに合意した。

（賃貸予約物件の表示等）

物件名称：

所在地：

構造：

契約部分： ○階部分 ○○㎡

第1条 本合意書は、甲を貸主とし、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定された場合に乙を借主とする本件不動産の賃貸契約締結に向け、当事者の指針とすることを定め、かつ、活動することを目的とする。

第2条 賃貸額は月額金 円、敷金は金 円、礼金は金 円とし、甲は、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されたときには、年 月 日までに乙に賃貸するものとする。

第3条 乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されない場合には、この合意書は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 甲及び乙は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行うものとする。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上決定するものとする。

以上、本合意成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

実印

乙 住所
氏名

実印

※ 次の書類を提出すること。

甲（現所有者）について

- ・ 個人の場合：「印鑑登録証明書」「登記されていないことの証明書」
- ・ 法人の場合：「印鑑証明書」

乙の「印鑑証明書」

合 意 書

土地登記簿名義人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲の所有する次の土地（以下「本件不動産」という。）について、次のとおり賃貸予約することに合意した。

（賃貸予約物件の表示等）

土地：札幌市 区 所在の土地 筆（ 平方メートル）

第1条 本合意書は、甲を貸主とし、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定された場合に乙を借主とする本件不動産の賃貸契約締結に向け、当事者の指針とすることを定め、かつ、活動することを目的とする。

第2条 賃貸額は月額金 円、保証金は金 円とする。

第3条 本件不動産の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年 か月間とし、契約期間の更新が可能な契約とする。

第4条 前条の契約期間に相当する期間について、本件契約の締結後速やかに地上権（賃借権）の登記を行うものとする。

第5条 乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されない場合には、この合意書は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第6条 甲及び乙は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行うものとする。

第7条 この契約に定めていない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上決定するものとする。

以上、本合意成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

実印

乙 住所
氏名

実印

※ 次の書類を提出すること。

甲（現所有者）について

- ・ 個人の場合：「印鑑登録証明書」「登記されていないことの証明書」
- ・ 法人の場合：「印鑑証明書」

乙の「印鑑証明書」

合 意 書

土地登記簿名義人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲の所有する次の土地について、借地借家法第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権設定契約（以下「本件契約」という。）締結に関する事項について、次のとおり合意する。

（賃貸予約物件の表示等）

土地：札幌市 区 所在の土地 筆（ 平方メートル）

第 1 条 本合意書は、甲を貸主とし、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定された場合に乙を借主とする本件契約締結に向け、当事者の指針とすることを定め、かつ、活動することを目的とする。

第 2 条 本件契約の締結にあたっては、借地借家法第 23 条第 3 項の規定により、公正証書により行う。

第 3 条 本件借地権の存続期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年 か月間とし、本件契約の締結後速やかに地上権（賃借権）の登記を行うものとする。

第 4 条 借地期間満了時に本件土地上に存する建物その他土地の附属物の買取りを乙は請求できないものとする。

第 5 条 賃貸額は月額金 円、保証金は金 円とする。

第 6 条 乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されない場合には、この合意書は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第 7 条 甲及び乙は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第 1 号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第 3 号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行うものとする。

第 8 条 この契約に定めていない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上決定するものとする。

以上、本合意成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

実印

乙 住所
氏名

実印

※ 次の書類を提出すること。

甲（現所有者）について

- ・ 個人の場合：「印鑑登録証明書」「登記されていないことの証明書」
- ・ 法人の場合：「印鑑証明書」

乙の「印鑑証明書」

合 意 書

建物登記簿名義人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲の所有する次の建物（以下「本件不動産」という。）について、借地借家法第 38 条第 1 項に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本件契約」という。）締結に関する事項について、次のとおり合意する。
（賃貸予約物件の表示等）

物件名称：

所在地：

構造：

契約部分： ○階部分 ○○㎡

第 1 条 本合意書は、甲を貸主とし、乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定された場合に乙を借主とする本件契約締結に向け、当事者の指針とすることを定め、かつ、活動することを目的とする。

第 2 条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年か
月間とする。

第 3 条 賃貸額は月額金 円、敷金は金 円、礼金は金 円とする。

第 4 条 乙が札幌市の計画する幼保連携型認定こども園の設置者として選定されない場合には、この合意書は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第 5 条 甲及び乙は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第 1 号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第 3 号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行うものとする。

第 6 条 この契約に定めていない事項については、甲及び乙は誠意を持って協議の上決定するものとする。

以上、本合意成立の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

実印

乙 住所
氏名

実印

※ 次の書類を提出すること。

甲（現所有者）について

- ・ 個人の場合：「印鑑登録証明書」「登記されていないことの証明書」
- ・ 法人の場合：「印鑑証明書」

乙の「印鑑証明書」